科、第二種情報処理系システム設計科又は第二種情報処理系データベース設計科に係る訓練を行う場合においては、当該普通職業訓練を受けている者の受けたこの省令による改正前の職業能力開発促進法施行規則別表第二に定めるところにより行われる訓練の教科の科目、訓練期間及び訓練時間に応じて、新規則別表第二に定めるところにより行われる当該訓練における教科の科目を省略し、並びに訓練期間及び訓練時間を短縮することができる。

2　この省令の施行の際現に第一種情報処理系ＯＡシステム科、第一種情報処理系ソフトウェア管理科、第一種情報処理系データベース管理科、第二種情報処理系プログラム設計科、第二種情報処理系システム設計科又は第二種情報処理系データベース設計科に係る普通課程の普通職業訓練を受けている者に対する普通課程の普通職業訓練については、なお従前の例によることができる。

（職業訓練指導員試験に関する経過措置）

第三条　この省令の施行前に情報処理科に係る職業訓練指導員試験において学科試験のうち関連学科の系基礎学科に合格した者は、新規則第四十六条の規定の適用については、新規則の規定により行われた情報処理科に係る職業訓練指導員試験において学科試験のうち関連学科の系基礎学科に合格した者とみなす。

○厚生労働省令第四十号

労働保険事務組合に対する報奨金に関する政令（昭和四十八年政令第百九十五号）第二条第一項第一号の規定に基づき、労働保険事務組合に対する報奨金に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年三月三十一日

厚生労働大臣　長妻　昭

労働保険事務組合に対する報奨金に関する省令の一部を改正する省令

労働保険事務組合に対する報奨金に関する省令（昭和四十八年労働省令第二十三号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項第一号中「八千四百円」を「一万二千四百円」に改め、同項第二号及び第三号中「四千二百円」を「六千二百円」に改め、同項第四号中「二千百円」を「三千百円」に改める。

附　則

この省令は、平成二十二年四月一日から施行する。

○厚生労働省令第四十一号

消費生活協同組合法（昭和二十三年法律第二百号）第十二条の三第二項において準用する金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第三十四条の二から第三十四条の四まで、消費生活協同組合法第三十一条の六において準用する会社法（平成十七年法律第八十六号）第八百四十七条第四項、消費生活協同組合法第三十一条の七第一項及び第二項、同法第三十一条の八第二項において準用する会社法第四百四十四条第一項並びに消費生活協同組合法第五十三条の二第一項及び第九十二条の二第二項の規定に基づき、消費生活協同組合法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年三月三十一日

厚生労働大臣　長妻　昭

消費生活協同組合法施行規則の一部を改正する省令

消費生活協同組合法施行規則（昭和二十三年大蔵省令、法務庁令、厚生省令、農林省令第一号）の一部を次のように改正する。

第二十七条を次のように改める。

第二十七条　削除

第二十八条中「第三十四条の二第三項第六号」を「第三十四条の二第三項第四号」に改め、「次に掲げる事項とする。」を「同項に規定する申出者は準用金融商品取引法第三十四条の二第二項の規定による承諾を行った特定共済契約の締結の事業者等のみから対象契約（同項に規定する対象契約をいう。第三十条の二において同じ。）に関して特定投資家（金融商品取引法第二条第三十一項に規定する特定投資家をいう。以下同じ。）以外の利用者として取り扱われることになる旨とする。」に改め、同条各号を削る。

第二十九条第一項各号列記以外の部分中「（準用金融商品取引法」の下に「第三十四条の三第十二項（準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する場合を含む。）、」を加える。

第三十条第一号中「第三十三条第一項各号」を「第三十条の三第一項各号」に改め、同条の次に次の二条を加える。

（特定投資家への復帰申出をした者が同意を行う書面の記載事項）

第三十条の二　準用金融商品取引法第三十四条の二第十一項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　準用金融商品取引法第三十四条の二第十一項の規定による承諾をする日（第四号及び第五号において「承諾日」という。）

二　対象契約が特定共済契約である旨

三　復帰申出者（準用金融商品取引法第三十四条の二第十一項に規定する復帰申出者をいう。以下この条において同じ。）が次に掲げる事項を理解している旨

イ　準用金融商品取引法第四十五条各号に掲げる規定は、対象契約に関して復帰申出者が当該各号に定める者である場合（同条ただし書に規定する場合を除く。）には適用されない旨

ロ　対象契約に関して特定投資家として取り扱われることがその知識、経験及び財産の状況に照らして適当ではない者が特定投資家として取り扱われる場合には、当該者の保護に欠けることとなるおそれがある旨

四　承諾日以後に対象契約の締結の勧誘又は締結をする場合において、復帰申出者を再び特定投資家として取り扱う旨

五　復帰申出者は、承諾日以後いつでも、準用金融商品取引法第三十四条の二第一項の規定による申出ができる旨

（情報通信の技術を利用した同意の取得）

第三十条の三　準用金融商品取引法第三十四条の二第十二項（準用金融商品取引法第三十四条の三第三項（準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）に規定する厚生労働省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一　電子情報処理組織を使用する方法のうち次に掲げるもの

イ　共済事業を行う組合の使用に係る電子計算機と準用金融商品取引法第三十四条の二第十二項の規定により同意を得ようとする相手方（以下この条において「利用者」という。）の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ　共済事業を行う組合の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された利用者の同意に関する事項を電気通信回線を通じて当該利用者の閲覧に供し、当該共済事業を行う組合の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該利用者の同意に関する事項を記録する方法

二　磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに同意に関する事項を記録したものを得る方法

2　前項各号に掲げる方法は、共済事業を行う組合がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならない。

3　第一項第一号の「電子情報処理組織」とは、共済事業を行う組合の使用に係る電子計算機と、利用者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

第三十一条第一項第二号中「次条第二項」の下に「第一号及び第三十三条」を加え、同条第二項中「準用金融商品取引法第三十四条の三第二項第一号に規定する承諾日」を「承諾日（同条第二項第一号に規定する承諾日をいう。次条第二項第三号及び第三十三条において同じ。）」に改める。

第三十二条第一項中「対象契約をいう。次項」の下に「及び第三十三条の二」を加え、同条第二項に次の一号を加える。

三　申出者は、承諾日以後いつでも、準用金融商品取引法第三十四条の三第九項の規定による申出ができる旨

第三十三条を次のように改める。

（申出をした特定投資家以外の利用者である法人が更新申出をするために必要な期間）

第三十三条　準用金融商品取引法第三十四条の三第七項に規定する厚生労働省令で定める期間は、十一月（次の各号に掲げる場合にあつては、当該各号に定める期間）とする。

一　承諾日から期限日までの期間が一年に満たない場合（次号に掲げる場合を除く。）　当該期間から一月を控除した期間

二　承諾日から期限日までの期間が一月を超えない場合　一日

2　準用金融商品取引法第三十四条の三第八項に規定する場合における前項の規定の適用については、同項各号中「承諾日」とあるのは、「前回の期限日の翌日」とする。